「学校図書館支援員」の任用時の勤務条件説明書　　※昨年4月1日に発出されたものです。

上尾市会計年度任用職員勤務条件説明書

令和５年４月１日

様

上尾市教育委員会

あなたの勤務条件は、次のとおりです。

身　　分	地方公務員法第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員
任用期間	令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで
勤務場所	所在地： 勤務先：指導課（　　小学校）
職務内容	司書教諭又は学校図書館業務を担当する教員の職務の補佐
勤務時間及び休憩時間	４時間（原則１０：００～１４：４５）休憩時間４５分 なお、勤務時間の割振りは、所属長が定める。
勤務日	１週間につき５日 その割振りは、所属長が定める。（予定勤務日数１９４日）

中略（記述されているのは、休日・休暇・報酬等・地公法上の制限事項・免職要件について）

自己都合退職の場合の手続	退職する１月以上前に退職願を提出し、任命権者の承認を得ること。
災害補償	労働者災害補償保険法による。
社会保険等	共済組合及び厚生年金保険　　無 雇用保険　　有
任期等の更新	無
退職手当	支給しない。
そのほか勤務条件等の詳細については、上尾市職員服務規程等によるものとする。	